

令和6年1月5日  
環境政策部

## 世田谷区役所地球温暖化対策実行計画（第6期計画）素案について

### （付議の要旨）

次期「世田谷区役所地球温暖化対策実行計画（第6期計画）」の素案をとりまとめたので、決定する。

## 1 主旨

区は、世田谷区役所の事務事業に関して、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための計画として、「世田谷区役所地球温暖化対策実行計画（第5期計画）」を策定し、取組みを進めてきた。

さらなる区の事務事業における温室効果ガス排出量削減を推進するため、第6期計画の策定に向けた検討を行った。この度、素案を取りまとめたので、報告する。

## 2 本計画のねらい

### （1）事業主体としての区役所の脱炭素中間目標の達成

わが国の国際公約である2050年度カーボンニュートラルの実現のため、国は2030年度の中間目標として2013年度比で46%の温室効果ガスの削減目標を掲げている。これを受け区では「世田谷区地球温暖化対策地域推進計画」において、2030年度の中間目標を57.1%の温室効果ガスの削減と定めた。本計画では、地域全体の目標に沿って、事業者としての区役所の各業務において、2030年度に57.1%の温室効果ガス排出量を削減することを目標とする。

### （2）エネルギーの脱炭素化の推進

温室効果ガス排出量を5割以上削減するには、従来のような省エネルギーの取組みのみでは困難であり、消費エネルギー原単位ごとの温室効果ガス排出量（炭素集約度）を削減すること（エネルギーの脱炭素化）が不可欠である。本計画では炭素集約度を約半分に削減することを目標とする。その達成のため、事務事業で使用する電力（公共施設で使用する電力）の68%を再生可能エネルギー由来の電力に転換する。

### （3）省エネルギーの更なる徹底

エネルギーは再エネ、非再エネ問わず貴重なものであり、引き続き「小さなエネルギーを賢く使う」省エネルギーの不断の努力が必須である。本計画では2022年度比で約11.5%の消費エネルギーの削減を目標とする。国の第6次エネルギー基本計画において、建築物のエネルギー消費量を平均40%削減する性能向上（平均BEI0.6以下の実現）を定めていることから、4.9%を公共施設の省エネルギー性能向上で達成することとし、残り6.6%は事務事業におけるエネルギー使用を見直し、消費エネルギーの抑制を徹底する。

図1 世田谷区役所地球温暖化対策実行計画（第6期）のねらい（目標）

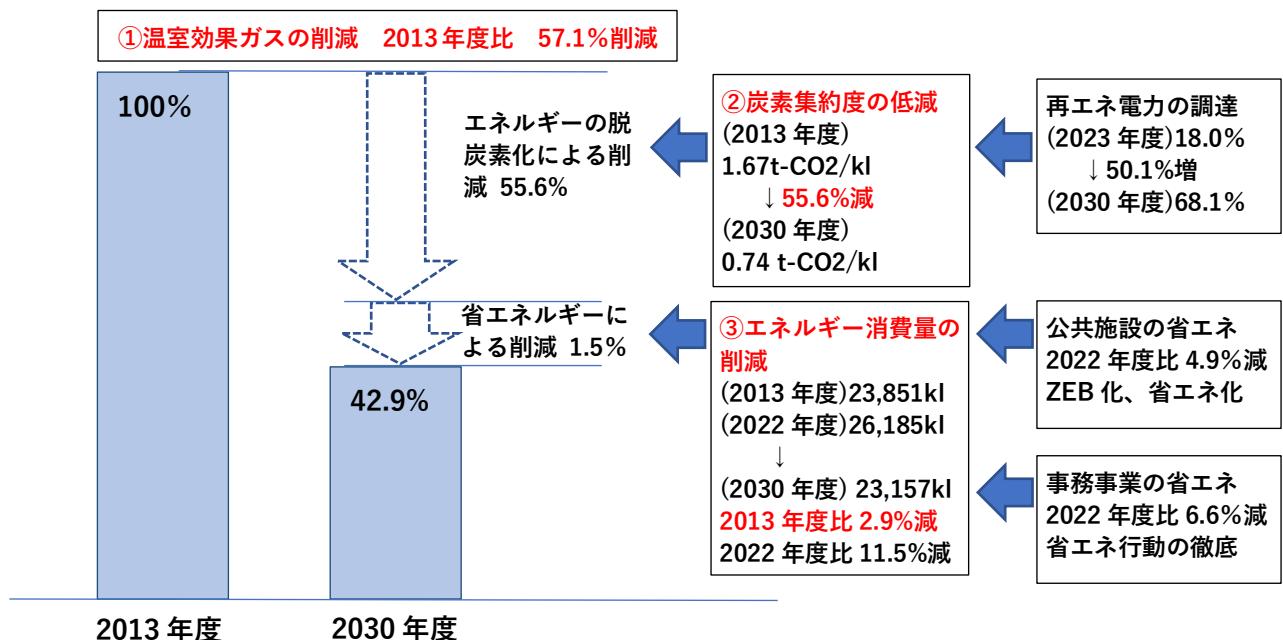


図2 再生可能エネルギー電力調達の導入計画及び費用



費用	
① 環境価値分	5,600万円／年
② オークションによる削減効果	1,700万円／年
③ 追加費用 (① - ②)	3,900万円／年

※3,875万kwh（区施設全体の電力量約7,750万kwhの50%（68%-18%））に環境価値分

（非FIT非化石証書（再エネ指定）：1.441円／kwh）を乗じた額。

### 3 計画素案（別紙「世田谷区役所地球温暖化対策実行計画（第6期計画）素案」参照）

#### （1）計画素案のポイント

- ・「世田谷区地球温暖化対策地域推計画」の区域における2030年度の温室効果ガス削減量を2013年度比で57.1%減とする目標設定を踏まえた新たな温室効果ガス総排出量の削減目標を設定した。
- ・「温室効果ガス総排出量」の削減目標に加え、「省エネルギー」及び「エネルギーの脱炭素化」を図る指標である「エネルギー消費量」及び「炭素集約度」による目標を設定した。
- ・個別の取組みについて、「太陽光発電設備の導入」「新築・改築等における建築物のZEB化」「改修等における建築物の省エネルギー化」「LED照明の導入」「電動車の導入」「再生可能エネルギー電力の調達」「コピー用紙購入枚数の削減」を個別目標を設定する重点的な取組みに位置付けた。
- ・全庁を挙げて実施してきたこれまでの取組みに加え、更に脱炭素を推進するための取組みとして、「公共施設における適切なエネルギー利用の徹底」の拡充、「事業構築、計画策定における脱炭素の推進」「区主催等のイベントの実施に伴う温室効果ガスの排出等の削減」等を個別の取組みに位置付けた。
- ・公共施設、省資源（3R）、共用備品等の省エネルギー化等における個別の取組みを定めた。

#### （2）案作成に向けた調整事項

- ・「重点的な取組み」について、個別の目標を設定する。
- ・その他の個別の取組みに関して、内容を追加し、明確化する。

### 4 今後のスケジュール（予定）

令和6年2月 環境・災害・防犯・オウム問題対策等特別委員会（素案の報告）

4月 政策会議（計画案の決定）

5月 環境・災害・防犯・オウム問題対策等特別委員会（案の報告）

7月 計画改定

別紙

# 世田谷区役所地球温暖化対策実行計画 (第6期計画)

【2024（令和6）年度～2030（令和12）年度】

素案

世田谷区

# 1 計画の基本的事項

## (1) 目的

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第1項に基づき、地方公共団体の事務事業に伴う温室効果ガスの量の排出の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置を定め、実施するための「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）」として策定する。

地方公共団体は、自ら率先的な取組みを行うことにより、区域の事業者・住民の模範となることが求められている。このため、計画内に示す措置に区が率先して取り組むことによって、自らの事務事業に伴う温室効果ガスの量の排出の削減並びに吸収作用の保全及び強化を進めていくことを目的とする。

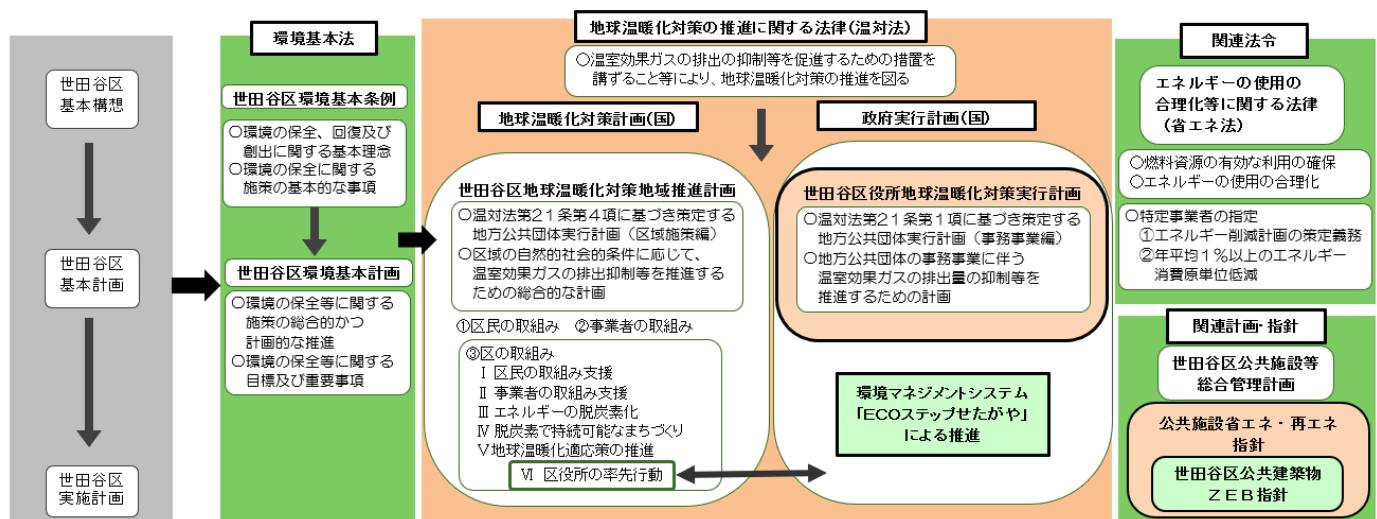
## (2) 計画の位置付け

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき策定されるとともに、同法第21条第4項に基づく「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」に該当する「世田谷区地球温暖化対策地域推進計画」に定める区役所の率先行動と密接に連携するものである。

計画策定においては、2021年10月に閣議決定された国の「地球温暖化対策計画」を踏まえるものとする。地球温暖化対策計画では、「地方公共団体実行計画（事務事業編）」に記載する具体的な取組み項目について、国が「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（2021年10月閣議決定。以下「政府実行計画」という。）に基づき実施する取組みに準じて、率先的な取組みを実施することが示されている。このため、具体的な措置の内容及び目標については、政府実行計画に準じて設定する。

関連する法令としては、省エネ法、建築物省エネ法、グリーン購入法、環境配慮契約法、木材利用促進法等が挙げられる。なお、上位計画としては、「世田谷区環境基本計画」が該当し、他の連携すべき関連計画としては「世田谷区公共施設等総合管理計画」等が挙げられる。これらの関連計画や法令に配慮し、取組みを進めていく。

【図1】世田谷区役所地球温暖化対策実行計画の位置づけ



### (3) 対象となる事務及び事業

本計画は、区が行うすべての事務及び事業を対象とする。

### (4) 計画の基準年度と目標年度（計画期間）

本計画の計画期間は、2024 年度から 2030 年度までの 7 年間とする。

温室効果ガス排出量の削減目標等の設定にあたっては、国の地球温暖化対策計画を踏まえ、2013 年度を基準年度とし、2030 年度を目標年度に設定する。

## 2 温室効果ガスの排出状況

### (1) 対象とする温室効果ガス

本計画の対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策の推進に関する法律第 2 条第 3 項において規定されている下表 1 の 7 種類のガスのうち、世田谷区役所が排出する①から④のガスとする。なお、④については、車載カーエアコンの冷媒として使用しているガスの自然漏出分を対象とする。

【表 1】温室効果ガスの種類（地球温暖化対策の推進に関する法律第 2 条第 3 項）

温室効果ガス	人為的な発生源
①二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	石油や天然ガス等の化石燃料の燃焼など
②メタン (CH <sub>4</sub> )	自動車の走行など
③一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	自動車の走行など
④ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)	カーエアコン使用（冷媒ガス漏洩含）など
⑤パーフルオロカーボン類 (PFCs)	半導体の製造工程など
⑥六ふつ化硫黄 (SF <sub>6</sub> )	変電設備に封入される電気絶縁ガスなど
⑦三ふつ化窒素 (NF <sub>3</sub> )	半導体の製造工程など

### (2) 単位

本計画では、温室効果ガスの排出量を t-CO<sub>2</sub>で表記する。t-CO<sub>2</sub>は、CO<sub>2</sub> 1 トンを意味する。なお、CO<sub>2</sub>以外の温室効果ガス排出量についても、各種ガスの排出量に地球温暖化係数 (CO<sub>2</sub>を 1 としたときの各種ガスの温室効果を表す指標) を乗じて t-CO<sub>2</sub>相当量に換算し、表記する。

### (3) 基準年度(2013年度)における温室効果ガス排出量等

世田谷区役所における基準年度(2013年度)の温室効果ガス排出量は、40,474t-CO<sub>2</sub>、エネルギー消費量は原油換算で24,048kℓである(表2参照)。エネルギーの使用による排出量が99.96%、そのうち公共施設等のエネルギーの起源CO<sub>2</sub>排出量が温室効果ガス排出量の98.69%を占める。

【表2】2013年度 世田谷区役所の項目別活動量・温室効果ガス排出量

活動要因			活動量		エネルギー消費量 (原油換算 kℓ)	温室効果ガス排出量 (t-CO <sub>2</sub> 換算)	構成比 (%)	
			単位	データ				
エネルギー使用による二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )排出	ガソリン	車両	千ℓ	147	131	342	0.8	
	軽油	車両	千ℓ	66	64	170	0.4	
	灯油	施設	千ℓ	65	61	161	0.4	
	重油	施設	千ℓ	248	250	671	1.7	
	LPG	施設	t	30	39	90	0.2	
	LPG	車両	t	0	0	0	0.0	
	天然ガス(LNGを除く)	車両	千m <sup>3</sup>	2	2	3	0.0	
	都市ガス	施設	千m <sup>3</sup>	4,999	5,804	11,218	27.7	
	電気	施設	千kwh	69,637	17,697	27,804	68.7	
自動車排気ガスに含まれるメタン(CH <sub>4</sub> )及び一酸化二窒素(N <sub>2</sub> O)	ガソリン・LPG	普通・小型乗用車	千km	125		1	0.0	
		乗合自動車	千km	5		0	0.0	
		軽自動車	千km	10		0	0.0	
		普通貨物車	千km	8		0	0.0	
		小型貨物車	千km	101		1	0.0	
		軽貨物車	千km	889		6	0.0	
		特殊用途車	千km	62		1	0.0	
	軽油	小型貨物車	千km	43		0	0.0	
		特殊用途車	千km	197		2	0.0	
カーエアコンの使用によるハイドロフルオロカーボン(HFC-134a)の流出(年間)			台	295		4	0.0	
合計					40,474			

## (4) 世田谷区役所の温室効果ガスの排出の傾向

世田谷区役所の基準年度の温室効果ガス排出量は、公共施設のエネルギーの使用によるCO<sub>2</sub>排出量が98.69%である。エネルギーの種類では、電力の割合が最も高く、電気の使用によるCO<sub>2</sub>排出量が全体の68.7%を占める。

エネルギー起源CO<sub>2</sub>排出量は、エネルギー消費量と炭素集約度の積により算出される。

世田谷区役所の温室効果ガス排出量の削減のためには、「エネルギー消費量の削減」と「エネルギーの脱炭素化」を推進することで、「エネルギー起源CO<sub>2</sub>排出量を削減」することが重要である。特に、エネルギー消費量のうち、最も割合の高い電力について、再生可能エネルギー電力の調達等を進め、脱炭素化を推進することが効果的であると考えられる。

### 炭素集約度について

「炭素集約度」とは、エネルギー消費量単位当たりのCO<sub>2</sub>排出量である。炭素集約度が低減しているほど、使用しているエネルギーの脱炭素化が進んでいることを示す。再生可能エネルギー電力の調達や、石油と比較して二酸化炭素排出量の少ない天然ガスへの切替えなどにより炭素集約度を低減することができる。

エネルギーの種類ごとの活動量に、各々異なる排出係数を乗じることでエネルギー起源CO<sub>2</sub>排出量を算出することができるが、これらのCO<sub>2</sub>排出係数を総合した値「炭素集約度」を指標とすることで、エネルギー転換も含めた総合的なエネルギーの脱炭素化の状況を点検することが可能となる。

(例)

ガスの活動量（熱量GJ）×ガスの排出係数=ガスのCO<sub>2</sub>排出量

灯油の活動量（熱量GJ）×灯油の排出係数=灯油のCO<sub>2</sub>排出量

電力Aの使用量（kwh）×電力Aの排出係数=電力AのCO<sub>2</sub>排出量

電力Bの使用量（kwh）×電力Bの排出係数=電力BのCO<sub>2</sub>排出量

合計のCO<sub>2</sub>排出量÷総エネルギー消費量=炭素集約度

### 電力排出係数について

「排出係数」は、一定のエネルギー使用量等（例：電力使用量1kWh、ガスや灯油等の燃料の熱量1GJなど）当たりのCO<sub>2</sub>排出量であり、エネルギーの種類によって排出係数が異なる。様々な排出係数の中で、CO<sub>2</sub>排出量の変動に大きな影響を及ぼすのが、電力排出係数である。

電力排出係数は、発電に用いられる電源（火力、水力、太陽光、原子力など）の割合によって数値が変動する。具体的には、石炭・石油などの化石燃料を用いる火力発電の割合が高ければ数値が大きくなり、再生可能エネルギーなど非化石燃料による発電の割合が高くなれば数値が小さくなる。

## 基礎排出係数と調整後排出係数

電力排出係数には、「基礎排出係数」と「調整後排出係数」がある。

基礎排出係数は、電気事業者がそれぞれ供給（小売り）した電気の発電に伴う燃料の燃焼により排出された二酸化炭素の量（実二酸化炭素排出量）を、当該電気事業者が供給（小売り）した電力量で除して算出される。

調整後排出係数は、電気事業者の実二酸化炭素排出量に対して、再生可能エネルギーの固定価格買取制度に係る費用負担による調整を行うとともに、他者の排出の抑制等に寄与した量を控除した結果に基づき算出される。

再生可能エネルギー電力の調達等の取組が反映できるよう、点検に当たっては、調整後排出係数を用いて温室効果ガスの総排出量を算定するものとする。

## (5) 計画改定の視点

次の視点に立って計画を改定し、世田谷区役所の事務事業に関する温室効果ガス排出量の削減等を進める。

### ＜計画改定にあたっての視点＞

- ・「地方公共団体実行計画（区域施策編）」である「世田谷区地球温暖化対策地域推計画」の区域における2030年度の温室効果ガス削減量を2013年度比で57.1%減とする目標設定を踏まえた新たな温室効果ガス総排出量の削減目標を設定する。
- ・進捗管理において、「温室効果ガス総排出量」の削減目標に加え、「省エネルギー」及び「エネルギーの脱炭素化」を図る指標である「エネルギー消費量」及び「炭素集約度」による個別の目標設定や点検・評価を行う。
- ・個別の取組みについて、「政府実行計画」に準じた目標を設定する。  
そのうち、特に公共施設におけるエネルギーの脱炭素化、省エネルギー化に係る取組みである「再生可能エネルギー電力の調達」「太陽光発電設備の導入」「新築・改築等における建築物のZEB化」「改修における建築物の省エネルギー化」「LED照明の導入」等について重点的に検討する。
- ・全庁を挙げたこれまでの取組みに加え、更に脱炭素を推進するための取組みとして、「公共施設における適切なエネルギー利用の徹底」の拡充、「事業構築、計画策定における脱炭素の推進」「区主催等のイベントの実施に伴う温室効果ガスの排出等の削減」等を検討する。  
環境マネジメントシステム「ECOステップせたがや」における年次ごとの重点的取組みに位置づけ、集中的に実行する。
- ・個別の取組みについては、主に次の各部門における計画を定める。

#### 《部門及び検討の視点》

公共施設（建物・道路・公園等）関連	
・公共施設整備	ZEB化、省エネルギー化の推進
・公共施設の運用	省エネルギーの推進、再生可能エネルギー利用
・公有財産における緑化	敷地内の緑化等
省資源（3R）	
・ペーパーレス化の推進	デジタル化、紙使用の削減等
・Reduce、Reuse、Recycleの推進	イベントでの省資源の徹底、職員の率先行動
共用備品等の省エネルギー化	
・公用車	ZEVへの転換、車両利用の抑制等
・ICT機器等	省エネルギー型機器類への切り替え等
・自動販売機	省電力対応自販機の継続等
・グリーン購入の推進	

### 3 温室効果ガス総排出量等の目標

#### (1) 温室効果ガス総排出量

**目標**

2030 年度において、2013 年度比で 57.1% 削減をめざす。

【目標の算出根拠】

「世田谷区地球温暖化対策地域推進計画（計画期間：2023 年度～2030 年度）」において、2030 年度温室効果ガス削減目標を「2013 年度比で 57.1% 削減」と設定している。事業体としての世田谷区役所もこの目標を率先して達成すべきであることから、同様の目標を設定する。

また、「CO<sub>2</sub> 排出量 = エネルギー消費量 × 炭素集約度」であることから、炭素集約度及びエネルギー消費量の目標を併せて設定する。温室効果ガス総排出量の目標は車両に由来する温室効果ガスも含むが、炭素集約度及びエネルギー消費量については、区施設における目標設定とする。

#### (2) 炭素集約度

**目標**

2030 年度において、2013 年度比で 55.6% 削減をめざす。

【目標の算出根拠】

① 2030 年度における全電源平均の電力排出係数が、国のエネルギー基本計画及び地球温暖化対策計画で見込む水準※に低減することを想定  
※2030 年度の全電源平均の電力排出係数 0.25kg-CO<sub>2</sub>/kWh

出典：地球温暖化対策計画別表（原典：2030 年度における電力需給の見通し）

- ② 目標値の達成のため、「区施設における再生可能エネルギー電力を 68% 以上調達」とする個別目標を達成する。  
 ③ エネルギー構成比は基準年度から変わらないものと想定  
 ④ 2013 年度の炭素集約度の実績値に対し、再生可能エネルギー電力の調達目標を達成して、エネルギーの脱炭素化を進めた①～③の条件下での 2030 年度の炭素集約度の想定値を比較して削減目標を算出した。

（内訳）

$$\text{炭素集約度} = \frac{\text{CO}_2 \text{ 排出量}}{\text{エネルギー消費量}}$$

区施設における 2013 年度の炭素集約度 : 1.67 t - CO<sub>2</sub>/kWh

（区施設における 2013 年度の CO<sub>2</sub> 排出量 39,944 t - CO<sub>2</sub> を

区施設における 2013 年度のエネルギー消費量 23,851kWh で除算した数値）

区施設における 2030 年度の炭素集約度 : 0.74 t - CO<sub>2</sub>/kWh

（①～③の条件下の区施設における 2030 年度の CO<sub>2</sub> 排出量 17,711 t - CO<sub>2</sub> を

区施設におけるエネルギー消費量 23,851kWh で除算した数値）

⇒2030 年度において、2013 年度比で 55.6% 削減

### (3) エネルギー消費量

基準年度 比目標	2030 年度において、2013 年度比で 2.9% 削減をめざす。
目標	2030 年度において、2022 年度比で 11.5% 削減をめざす。

#### 【基準年度比目標の算出根拠】

- ① 炭素集約度の目標値を達成した上で、温室効果ガス総排出量の目標を達成することができるエネルギー消費量を目標値に設定する。
- ② 
$$\text{エネルギー消費量} = \frac{\text{CO}_2 \text{ 排出量}}{\text{炭素集約度}}$$
- 区施設における 2030 年度 CO<sub>2</sub> 排出量 (2013 年度比 57.1% 削減) : 17,136 t - CO<sub>2</sub>
- 区施設における 2030 年度炭素集約度 (2013 年度比 55.6% 削減) : 0.74 t - CO<sub>2</sub>/kL
- 区施設における 2030 年度エネルギー消費量の目標 : 23,157 kL
- (区施設における 2030 年度 CO<sub>2</sub> 排出量目標値 17,136 t - CO<sub>2</sub> を  
区施設における 2030 年度炭素集約度目標値 0.74 t - CO<sub>2</sub>/kL で除算した数値)  
 ⇒ 2013 年度実績値 23,851 kL と比較し、2.9% 削減
- ③ 目標値の達成のため、ハード面での施設整備による「公共施設の ZEB 化・省エネルギー化」とソフト面での全般的な運用による「公共施設における適切なエネルギー利用の徹底」と、ソフト・ハード両面での省エネルギー化を推進する。

#### 【目標について】

- ① 把握可能な直近の区施設におけるエネルギー消費量 (2022 年度実績 26,185 kL) に対しては、11.5% 削減する必要がある。
- ② 削減の内訳の想定  
公共建築物の ZEB 化・省エネ化 4.9% 省エネルギー行動等の運用 6.6%

(参考) 基準年度 (2013 年度) における区施設のエネルギー消費量及び温室効果ガス排出量

エネルギー の種類	活動量		エネルギー 消費量 (原油換算 kL)	温室効果ガス 排出量 (t - CO <sub>2</sub> 換算)	エネルギー 消費量の 構成比 (%)
	単位	データ			
灯油	千 ℥	65	61	161	0.3
重油	千 ℥	248	250	671	1.0
LPG	t	30	39	90	0.2
都市ガス	千 m <sup>3</sup>	4,999	5,804	11,218	24.3
電気	千 kWh	69,637	17,697	27,804	74.2
合計		23,851	39,944	-	

**<目標設定における積算>**

必達目標：温室効果ガス総排出量

2030 年度において、2013 年度比で 57.1% 削減をめざす。



区役所が率先して達成

「世田谷区地球温暖化対策地域推進計画」の区域における目標

世田谷区役所の温室効果ガス総排出量

公共施設のエネルギーの使用による CO<sub>2</sub> 排出量 : 98.69%

特に、電気の使用による CO<sub>2</sub> 排出量が全体の 7 割弱



公共施設における「省エネルギー」 + 「エネルギーの脱炭素化」を  
ソフト・ハード両面から進める必要がある

ソフト面における「エネルギーの脱炭素化」の取組み

再生可能エネルギー電力の調達（小売電気事業者との契約における  
再生可能エネルギー電力の購入） ⇒ 区施設の 68 %以上調達

電力排出係数の低減（国の地球温暖化対策計画等で見込む水準）



炭素集約度※ : 約 55.6% 削減 (2013 年度比) ※区施設における

炭素集約度 55.6% 削減を達成した上で、温室効果ガス総排出量  
57.1% 削減可能なエネルギー消費量の削減目標※ : 2.9% 削減  
(2013 年度比) ※区施設における

直近の実績値 (2022 年度) 比では 11.5% 削減

ハード面での省エネルギー化の取組み : 4.9% 削減  
公共建築物の ZEB 化、  
省エネ化



ソフト面での省エネルギー化の取組み : 6.6% 削減  
公共施設における適切な  
エネルギー利用の徹底

### ＜省エネルギー化と他の施策との相乗効果＞

省エネルギー化を進める際は、他の施策との相乗効果が発揮されるよう考慮する。

#### 例：学校の暑さ対策

ハード面での省エネルギー化の取組み  
改修での老朽化した空調の更新、省エネ化  
新築・改築・大規模な改修でのZEB化

ソフト面での省エネルギー化の取組み  
カーテンやブラインドの活用  
空調使用時の感染症対策の換気を常時ではなく30分～1時間に1回行うなど

⇒省エネルギー化を行うことが、暑さ対策に寄与する。

## 4 重点的な取組み

### (1) 太陽光発電設備の導入

目標	2030年度には設置可能な建築物（敷地を含む。）の約21%以上に太陽光発電設備を設置することを目指す。
----	-----------------------------------------------------

個別の取組み	個別の取組みの目標及び内容
太陽光発電設備の最大限の導入	2030年度には設置可能な公共建築物（敷地を含む。）の約21%以上に太陽光発電設備を設置することを目指す。
	区が新築・改築を行う公共建築物における太陽光発電設備の設置

※太陽光発電設備の設置にあたっては、屋上利用や屋上緑化等の他の用途と設置スペースとの調整を行い、荷重条件、日射条件、設置可能な有効面積、実用的な技術革新の状況等を踏まえ、具体的な設置方法を検討する。

〈導入計画・進捗管理指標〉

取組み	年度等	現況値	2024～2030	総量
			R6～R12	
公共建築物への太陽光発電設備の導入数		76 施設	36 施設	112 施設
公共建築物への太陽光発電設備の導入割合		14.9%	21.9%	

#### 【目標の算出根拠】

新築・改築・大規模な改修において、太陽光発電設備の設置を推進するよう目標設定を行った。

(内訳)

公共建築物数 510 を見込む

令和5年度までの太陽光発電設備設置数(PPAを含む) 76

2024年度から2030年度までの改築・長寿命化予定の建築物 36

⇒新築・改築・大規模な改修において、太陽光発電設備の設置を推進する。

公共建築物数 510 に対する 2030 年度時点の総量 112 の割合 21.9%

## (2) 新築・改築等における建築物のZEB化

<b>目標</b>	<p>公共建築物を新築・改築する場合においては、Nearly ZEB (BEI≤0.25) を目指す。</p> <p>ただし、屋上緑化・設備機器設置・屋上利用等により、太陽光発電設備を有効に設置できる面積が十分確保できない場合は、当面はZEB Ready (BEI≤0.50) を実現することとし、実用的な技術革新が進んだ際には、Nearly ZEB が達成できる水準を目指すものとする。</p> <p>大規模な改修を行う公共建築物には、ZEB仕様を採用することにより、ZEB Ready の実現を目指す。</p>
-----------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

関連する取組み	取組みの目標及び内容
<b>公共建築物における省エネルギー対策</b>	公共建築物を建築する際には、省エネルギー対策をし、温室効果ガスの排出の削減等に配慮したものとして整備する。
	公共建築物を新築・改築する場合においては、Nearly ZEB (BEI≤0.25) を目指す。
	ただし、屋上緑化・設備機器設置・屋上利用等により、太陽光発電設備を有効に設置できる面積が十分確保できない場合は、当面はZEB Ready (BEI≤0.50) を実現することとし、実用的な技術革新が進んだ際には、Nearly ZEB が達成できる水準を目指すものとする。
	大規模な改修を行う公共建築物には、ZEB仕様を採用することにより、ZEB Ready の実現を目指す。【新規】
	建築物の断熱性能の向上に努める。
	高効率空調機の導入等、温室効果ガスの排出の少ない設備の導入

### 〈導入計画・進捗管理指標〉

取組み	年度等	2024～2030	総量
		R6～R12	
ZEB Ready 相当以上の新築・改築・大規模な改修を行う建築物		36 施設	36 施設
新築・改築・大規模な改修建築物の平均 BEI	0.5 以下		

※平均 BEI については、シミュレーション中

### 【目標の算出根拠】

「世田谷区公共建築物 ZEB 指針（令和5年12月策定）」の「ZEB の目標」により設定した。

### (3) 改修等における建築物の省エネルギー化

目標	今後予定する公共建築物の中長期改修について、適用が可能な場合は「公共施設省エネ指針」の省エネルギー手法を適用し、2030年度までに改修建築物の90%以上を省エネルギー化することを目指す。
----	-----------------------------------------------------------------------------------------------

関連する取組み	取組みの目標及び内容
公共建築物における省エネルギー対策	今後予定する公共建築物の中長期改修について、適用が可能な場合は「公共施設省エネ指針」の省エネルギー手法を適用し、2030年度までに改修建築物の90%以上を省エネルギー化することを目指す。
	建築物の断熱性能の向上に努める。
	高効率空調機の導入等、温室効果ガスの排出の少ない設備の導入

〈導入計画・進捗管理指標〉

取組み	年度等	2024~2030
		R6~R12
改修における省エネルギー化を行う建築物		約 155 施設
改修建築物のうち省エネルギー手法を適用する割合		約 90%

【目標の算出根拠】

「中長期保全計画」等を参考に改修年と改修内容を想定。  
 「(仮称) 公共施設省エネ・再エネ指針」における標準仕様の目安となる省エネ改修手法を実施可能な割合を想定し算出した。

#### (4) LED照明の導入

目標	既存施設を含めた区のLED照明の導入施設割合を2030年度までに50%以上とする。
----	-------------------------------------------

〈導入計画・進捗管理指標〉

年度等 取組み	現況値	2024～2030 R6～R12	総量
		R6～R12	
公共建築物の高効率照明改修数	174施設	88施設	262施設
公共建築物への高効率照明の導入割合	約34%		約51%

【目標の算出根拠】

「(仮称) 公共施設省エネ・再エネ指針」における標準仕様の目安となる省エネ改修手法に位置付けた。

「中長期保全計画」等を参考に改修年と改修内容を想定。

LED 照明の導入が可能な割合を想定し算出した。

## (5) 電動車の導入

目標	区の公用車について、2030年度までに59.4%を電動車とする。
----	----------------------------------

個別の取組み	個別の取組みの目標及び内容
電動車の導入	区の公用車について、2030年度までに59.4%を電動車とする。
	公用車等の効率的利用の推進
	公用車等の台数の削減

### 〈年次計画・進捗管理指標〉

年度等 取組み	現況値	2024～2030	総量
		R6～R12	
公用車への電動車の導入数	15	108	123
公用車における電動車の導入割合※	5.6%	59.4%	

※電動車が市場に存在しない特殊車両等を除く

※年次計画については、  
本庁舎等整備の進捗等も  
勘案し積算中

### 【目標の算出根拠】

「公用車の管理運営等に係る基本方針」(令和4年10月)に基づき、貨物車及び乗用車の2割以上を削減すると同時に、段階的にEV化すると想定し算出した。

## (6) 再生可能エネルギー電力の調達

目標	2030年度までに区が管理する公共建築物で使用する電力を68%以上再生可能エネルギー電力とする。
----	--------------------------------------------------

個別の取組み	個別の取組みの目標及び内容
再生可能エネルギー電力調達の推進	2030年度までに区で調達する電力の68%以上を再生可能エネルギー電力とする。 68%を超える電力についても、排出係数が可能な限り低い電力の調達を行う。

〈年次計画・進捗管理指標〉

年度等 取組み	現況値	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	総量
		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
公共建築物の再生可能エネルギー電力導入数	92 施設	4 施設	10 施設	40 施設	21 施設	9 施設	—	—	176 施設
公共建築物への再生可能エネルギー電力の導入割合（累計）	18.0%	22.2%	23.6%	44.8%	58.5%	68.1%	—	—	68.1%

年度			再生可能エネルギー電力導入予定の公共建築物						
2024	R6	総合支所（4施設）							
2025	R7	出張所、まちづくりセンター（10施設）							
2026	R8	小学校（40施設）							
2027	R9	中学校（21施設）							
2028	R10	その他施設（大蔵運動場、世田谷美術館など9施設）							
2029	R11	—							
2030	R12	—							

### 【目標の算出根拠】

「世田谷区地球温暖化対策地域推進計画」における目標は50%であるが、本計画の策定にあたり目標を見直し、本計画「1計画の基本的事項」「(2) 計画の位置付け」に記載のとおり、国の「地球温暖化対策計画」を踏まえ、政府実行計画に定める目標の60%以上を考慮し目標を設定した。現在、東京電力と契約している高圧施設（約150施設）について、順次、再エネ導入を進め、2030年度までに導入率68%以上とする。

## (7) コピー用紙購入枚数の削減

目標	2030年度までに2022年度比で区全体でのコピー用紙購入枚数を50%以上削減する。
個別の取組み	個別の取組みの目標及び内容
用紙類の使用量の削減	2030年度までに2022年度比で区全体でのコピー用紙購入枚数を50%以上削減する。 ペーパーレス化を推進し、審議会等資料の電子媒体での提供、業務における資料の簡素化、両面印刷等を行う。

## 5 その他の取組み

### 1 公共建築物の建築、管理等に当たっての取組み

取組み	取組みの内容	実績把握 ※	実績把握 項目等	担当課
庁舎における省エネルギー対策の徹底	庁舎内における適切な室温管理（冷房の場合は28度程度、暖房の場合は19度程度）			
学校、区民利用施設等公共施設における省エネルギー対策の徹底【拡充】	空調設備の適正利用（温度設定、遮光や外気遮断等の徹底）など、公共施設のエネルギー利用のあり方を検証、アップデートし、施設運営における省エネルギーを徹底する。			
公共建築物の建築等に当たっての環境配慮の実施	建築資材の選択における環境配慮や建設廃棄物の抑制の検討			
	雨水利用設備等の活用による水の有効利用			
	脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律に基づく木材利用の促進			
	敷地内の緑化			

※環境マネジメントシステム「ECOステップせたがや」による実績把握。その他の表についても同様。

### 2 貢やサービスの購入・使用に当たっての取組

取組み	取組みの内容	実績把握 ※	実績把握 項目等	担当課
省エネルギー型機器の導入等	ICT 機器や家電製品等の機器の省エネルギー型への更新			
	省エネルギー設定の適用等による使用面の改善			
自動車利用の抑制	ウェブ会議システムの活用等による対応も含めた職員及び来庁者の自動車利用の抑制・効率化	○	自動車走行距離 燃料使用量	
	通勤時や業務時の移動における公共交通機関の利用の推進			
節水機器等の導入	水多消費型の機器の貢換えに当たっては、節水型等の温室効果ガスの排出の少ない機器等を選択する。			

取組み	取組みの内容	実績把握 ※	実績把握 項目等	担当課
リデュースの取組みやリユース・リサイクル製品の率先調達	ワンウェイ(使い捨て)製品の調達抑制			
	リユース可能な製品およびリサイクル材や再生可能資源を用いた製品の調達			
	プラスチック製の物品の調達に当たっては、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和3年法律第60号)に則り、プラスチック使用製品設計指針に適合した認定プラスチック使用製品を調達			
再生紙の使用等	古紙パルプ配合率のより高い用紙類の調達割合の向上			
	その他の紙類等についても再生紙の使用を進める。			
省エネルギー型自動販売機の継続等	庁舎内の自動販売機の省エネルギー型機器設置の継続			
	庁舎内の売店等の省エネルギー化			
フロン類の排出の抑制	フロン類冷媒を使用する業務用冷凍空調機器等を使用する場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づき、機器の点検や点検履歴等の保存を行い、使用時漏えい対策に取り組む。	○	フロン排出抑制法に関する調査、環境関連法令チェックシート、環境監査等	
	機器の廃棄時には、同法に基づき冷媒回収を徹底する。			

### 3 その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の削減等への配慮

取組み	取組みの内容	実績把握 ※	実績把握 項目等	担当課
廃棄物の3R+Renewable	庁舎等から排出される廃棄物及び廃棄物中の可燃ごみについて、3R(発生抑制(Reduce)、再使用(Reuse)、再生利用(Recycle))+Renewable(バイオマス化・再生材利用等)を図る。	○ (一部)	廃棄物廃棄量、リサイクル量	
	庁舎等から排出されるプラスチックごみの排出の抑制			
区主催等のイベントの実施に伴う温室効果ガスの排出等の削減【新規】	区が主催するイベントの実施に当たっては、省エネルギーなど温室効果ガスの排出削減に資する取組みや、廃棄物の分別、減量化などに努めるとともに、リユース製品やリサイクル製品を活用する。			

取組み	取組みの内容	実績把握 ※	実績把握 項目等	担当課
<b>事業構築、計画策定における脱炭素の推進【新規】</b>	事業構築、計画策定において、脱炭素の視点を取り入れて、事業を構築、実施する。また、事業評価においても脱炭素の観点を含めた評価を行う。			

#### 4 ワークライフバランスの確保・職員に対する研修等

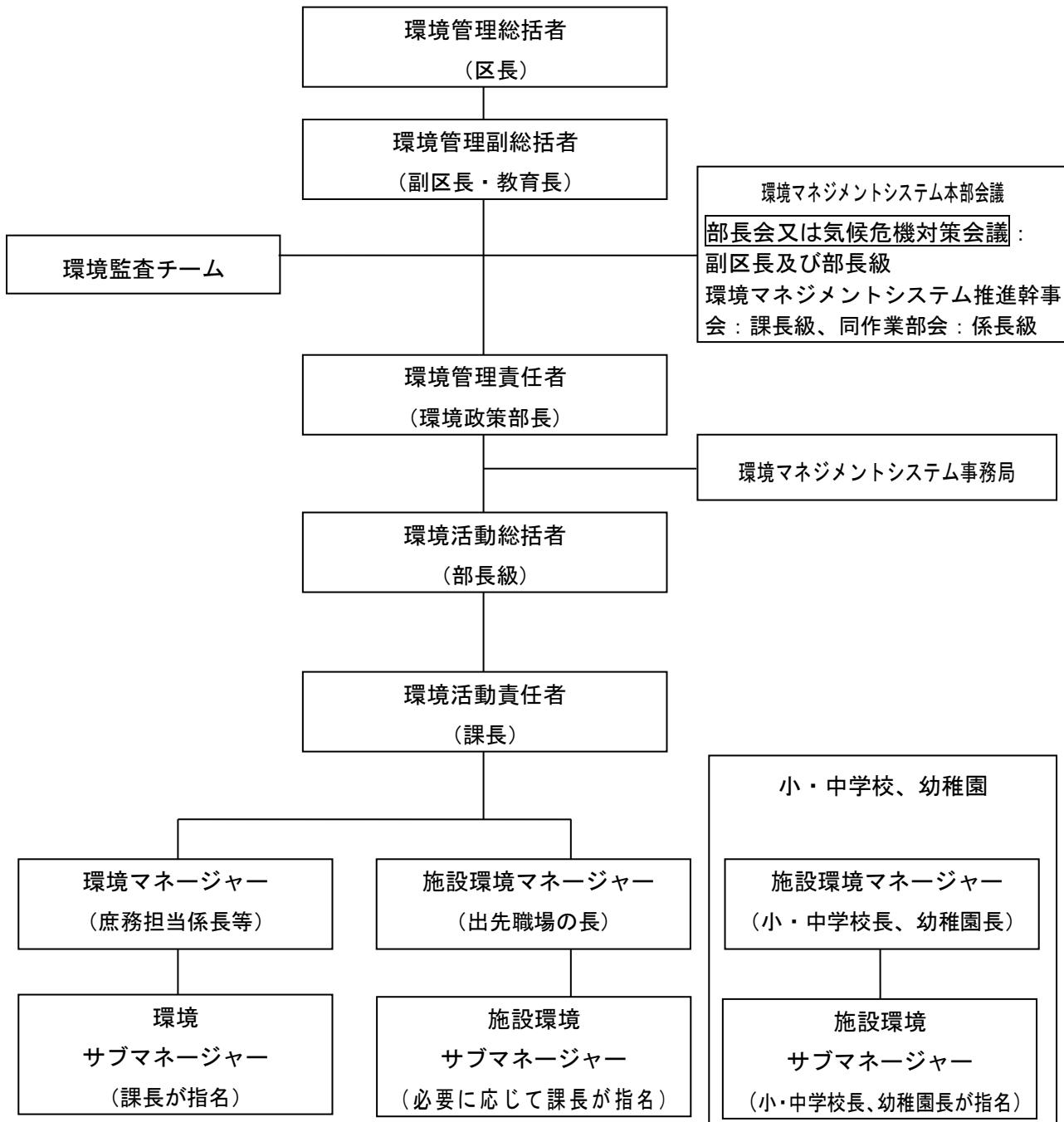
取組み	取組みの内容	実績把握 ※	実績把握 項目等	担当課
<b>ワークライフバランスの確保</b>	計画的な定時退庁の実施による超過勤務の縮減、休暇の取得促進、テレワークの導入、ウェブ会議システムの活用等、温室効果ガスの排出削減にもつながる効率的な勤務体制の推進に努める。			
<b>研修の機会の提供、情報提供</b>	職員に対する地球温暖化対策に関する研修等の実施	○	事務局等による研修の実施	
<b>脱炭素型ライフスタイルの情報提供【新規】</b>	職員への脱炭素型ライフスタイルに関する情報提供			

## 6 計画の推進、進捗管理

### (1) 推進体制

本計画の推進には、世田谷区環境マネジメントシステム「E C Oステップせたがや」の推進体制（図2参照）を用いる。

【図2】推進体制



## (2) 進捗の把握（点検・評価）、見直し

総合的な目標や進捗管理を行う取組みについては、環境マネジメントシステム「E C Oステップせたがや」等により進捗管理し、点検、評価を実施する。また、必要に応じて取組み内容や目標値等の見直しを実施する。

## (3) 公表

本計画の実施状況については、環境マネジメントシステム「E C Oステップせたがや」の成果の公表とあわせて、毎年1回、区のホームページ等で公表する。